特定中高層建築物の手続きのながれ【対象：６階建以上】

岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例

	近隣住民等	建築主･設計者	岐阜市
手続き前		基本計画の策定 ・情報収集 ・法令による制限 ・周辺環境への配慮	中高層建築物条例の周知 ・パンフレット等の配布 ・相談者への説明 ・事業者への情報提供
条例の手続き		**標識の設置** 建築確認申請提出の40日前 [条例第10条、規則第3条、様式第1号]	**計画概要書の提出** 「標識の設置」と同日に提出 [条例第10条、規則第4条、様式第2号] → **計画概要書の受理**
		近隣住民への説明 標識設置後10日経過後 （個別説明、又は説明会） [条例第11条、規則第5条] ※近隣住民とは、対象建物の敷地境界線から水平距離が30m以内の土地･建物所有者、建物使用者 [条例第2条第2項]	円滑な話し合いが行われるよう調整
	・法令についての質問 ・予想される影響等への質問、要望 ・工事等への質問、要望	**自主的な話し合い** ・計画内容の検討、調整 ・質問、要望への回答	質問、要望、意見、その回答等のまとめ
	話し合いの継続 良好な相隣関係	**近隣関係住民説明報告書の提出** 建築確認申請提出の20日前 [条例第12条、規則第6条、様式第3号]	**報告書の受理**
		建築確認申請の提出	
	あっせん 建築主等と近隣関係住民との間に紛争が生じ、双方から申し出があったとき、市はあっせんを行う。		
	調停 あっせんの打切り後、紛争当事者の双方から申し出があったとき、岐阜市建築紛争調停委員会の調停に付すことができる。		